

情報機器等貸出について

福島県聴覚障害者情報支援センターでは、液晶プロジェクター、O.H.C、パソコンなどの情報機器等の貸出を行っております。多くの皆様のご利用をお待ちしております。

1. 利用対象者

- (1) 県内の聴覚障害者関係団体、学校、施設など
- (2) 所長が適当と認めた者

2. 申込みについて

- (1) 団体名、担当者名と連絡先、利用期間、利用目的、貸出機器名をご連絡ください。
(方法は来館、電話、FAX、メールいずれでも可)
- (2) 貸出が認められた場合、情報機器等貸出申込書を記入し、提出してください。
(申込受付は貸出の2週間前から行っております。)
- (3) 貸出日になりましたら、来館し借受してください。
- (4) ご利用後は期日までに返却してください。

3. 貸出期間について

原則として3日間となります。(相談可)

4. 注意事項

- (1) 機器等の貸出は無料で行っておりますが、貸出期間中に破損・紛失などがあった場合、代金の一部、または全額を負担していただきますので、取扱いにご注意ください。
- (2) 機器等の運搬・郵送はセンターでは行っておりません。利用者本人が直接来館し、借受・返却を行ってください。
- (3) 機器等の返却の際は、返却物チェックシートを確認し、返却忘れがないことをお確かめのうえ、ご返却ください。

5. 利用できない場合について

- ・貸出申込書の内容に偽りがあったとき。
- ・営利を目的としたとき、またはそのおそれがあるとき。
- ・特定の宗教の普及活動に利用するとき。
- ・特定の政党のための活動に利用するとき。
- ・その他、適当でないと認められたとき。

<問い合わせ先>

福島県聴覚障害者情報支援センター

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111 県総合社会福祉センター内

電話&FAX：024-522-0681

Eメール：fukushima-deaf@iris.ocn.ne.jp

ホームページ：http://www.normanet.ne.jp/~deaffuku/